第5次沼津市男女共同参画基本計画　【概要版】

1.基本事項

(1) 計画の位置付け

男女共同参画社会基本法
- 女性活躍推進法
- DV防止法※1

市町村計画

沼津市
男女共同参画推進条例
平成20年３月21日条例第10号

基本計画

第５次沼津市男女共同参画基本計画

国
- ○ 第５次男女共同参画基本計画
- ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な指

県
- ○ 第３次静岡県男女共同参画基本計画
- ○ 静岡県女性活躍推進計画
- ○ 静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な計

市
- ○ 第５次沼津市総合計画
- ○ 第２期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ○ 沼津市教育基本構想
- ○ 沼津市地域福祉計画
- ○ 沼津市子ども・子育て支援事業計画
- ○ 沼津市こどもの貧困対策推進計画　など

※１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(2) 計画期間

令和３年度～令和７年度（5年間）

期間中、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行う。

(3) 基本理念（条例第3条）

Ⅰ 男女の人権の尊重：男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。

Ⅱ 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現：男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活ができること。

Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大：男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

Ⅳ あらゆる分野における男女共同参画の推進：男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。

Ⅴ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現：男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。

Ⅵ 国際理解と協調：男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

2.計画目標と体系

計画目標

人がいきいきと誇り高く活躍するまち・沼津

～男女平等や人権尊重を基本とした、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍を積極的に推進する「人を中心とした持続可能なまちづくり」～

横断的視点

①男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍　②女性への暴力などの人権侵害の徹底的な排除
③より弱い立場の女性の安全・安心な生活基盤の確立

体系

基本理念（条例第3条）	基本的施策	法の位置付け	施策の方針
Ⅰ 男女の人権の尊重	1 人権と性を尊重する教育の充実	女性活躍 / DV防止	1 人権を尊重するための意識啓発 2 教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実 3 多様な性のあり方の尊重 4 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供
Ⅱ 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止	5 セクハラ、マタハラ、ＤＶ等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進 6 被害者への相談体制の充実と自立支援
	3 男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援		7 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援 8 高齢者・障害のある人等の社会参加支援
Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性活躍	9 市の審議会等への女性の参画拡大 10 市役所・教育の場における女性の積極的登用 11 企業・各種団体における女性の積極的登用
	5 社会における女性の活躍推進	女性活躍	12 地域社会における女性の参画拡大 13 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
Ⅳ あらゆる分野における男女共同参画の推進	6 家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍	14 家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現
	7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍	15 職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進 16 女性活躍に理解ある事業所の取組推進 17 個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進 18 男性の働き方と職場風土の改革
Ⅴ 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	8 教育の場における男女共同参画の推進	女性活躍	19 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成 20 多様な選択を可能にするキャリア教育の推進
	9 地域における男女共同参画の推進	女性活躍	21 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大 22 ＮＰＯ・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援 23 男女共同参画社会に向けた地域環境整備 24 男女のニーズを捉えた防災対策の推進
Ⅵ 国際理解と協調	10 国際協調に基づく男女共同参画の推進		25 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供 26 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進 27 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

3.重点取組

1.男女平等と人権尊重によるDV防止の徹底

女性に対する暴力等の根絶のため、ＤＶは人権侵害であることを一人ひとりが正しく理解し、暴力の未然防止とＤＶを許さない社会意識の醸成を行います。

2.女性活躍の更なる推進

政策・方針決定過程への重要な担い手として、就労の場や政治分野等における女性のリーダーシップや意思決定への参画拡大を進め、男女間の実質的な機会の平等を図ります。

3.働き方改革とワーク・ライフ・バランスの確実な推進

家庭における男性活躍を推進し、男女が協力して家事・育児・介護等に参画するとともに、職場においては誰もが働きやすい環境づくりに取り組めるよう、企業と個人の意識の変革を促します。

4.主な指標

1.男女平等と人権尊重によるDV防止の徹底

項目	前回値	現在値	目標値等
相談窓口の認知度	46.5%	—	60.0%
DV相談件数	546件	560件	モニタリング　※2
一時保護件数	5件	2件	モニタリング

※2　数値の推移を監視・観察し状況確認する。

2.女性活躍の更なる推進

項目	算出方法	前回値	現在値	目標値
市審議会等への女性登用率	女性数/総委員数	25.2%	29.2%	35.0%
市女性職員の管理職登用率　※3	女性数／管理職者数	12.1%	15.5%	20.0%
全単位PTA会長のうち女性が占める割合	女性数／PTA役員	20.0%	20.0%	25.0%
女性の起業件数	女性数／総創業者数	29.8%	29.5%	50.0%

※3　教育職、消防職等を除く

3.働き方改革とワーク・ライフ・バランスの確実な推進

項目	算出方法	前回値	現在値	目標値
固定的性別役割分担意識に反対する市民の割合	アンケート	48.8%（平成27年度）	68.5%	80%以上
男性の1日当たりの家事関連時間	アンケート	—	１時間６分	2時間30分
放課後児童クラブ待機児童数	待機児童数	75人	58人	０人
沼津しごと応援事業による市内企業就職者数	就職者数	１人	13人	延べ100人

前回値は平成28年度、現在値はR元年度の値

5.具体的な取り組み

(1) 各課の取り組み（主なもの）

- ・DVの防止と相談・自立支援体制の強化（社会福祉課）
- ・性の多様性（SOGI）の理解を深める研修と相談体制づくり（地域自治課・社会福祉課・生活安心課）
- ・市審議会等の女性登用率の向上（全課）
- ・公共調達における女性活躍推進企業の優遇（契約検査課）
- ・事業所への「健康経営」や「ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨ経営」の支援（健康づくり課・商工振興課）
- ・情報化による行政経営の効率化（ICT推進課・人事課）

(2) SDGs（持続可能な開発目標）との連動

SDGs=「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す2030年までの国際目標。男女共同参画の視点から「5.ジェンダー平等の実現」を中心に取り組みます。

6.推進体制

（１）沼津市男女共同参画推進委員会
本市における男女共同参画の各施策の円滑な推進のための組織。
本計画をはじめ男女共同参画推進に関する施策について、調査・審議を行う。（条例第16条～21条）

（２）沼津市男女共同参画推進本部
市長を本部長とする庁内組織。
計画の策定及び施策の実施を総合的かつ効果的に推進する。

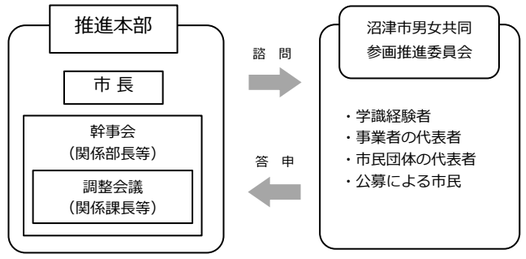

令和３年３月発行